

仮想通貨に関する取引を行う方々へ

～3,000万円相当額を超える仮想通貨に関する取引を行った場合には報告が必要となります～

- ▶ 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)では、強制通用力のある通貨等の支払手段の移転だけでなく、当事者間で債権債務の消滅や財産的価値の移転があったと同視し得る財の移転があれば、同法上の「支払」があったと捉えています。
- ▶ したがって、仮想通貨に関する取引であっても、例えば、日本と外国との間又は居住者と非居住者との間で、債権債務の消滅や財産的価値の移転を行い、その対価として仮想通貨により支払をした場合又は支払の受領をした場合であって、当該対価が3,000万円相当額を超える場合には、日本円や米国ドル等の法定通貨を用いた支払又は支払の受領と同様に、財務大臣への報告が必要となります。

報告が必要となる仮想通貨に関する取引の主な事例

- ◆ 仮想通貨を売買する取引であって、当該取引に関して支払又は支払の受領が法定通貨又は仮想通貨で行われたもの
- ◆ 仮想通貨を交換する取引
- ◆ 仮想通貨を移転する取引
- ◆ 仮想通貨に関する取引で生じた利益金、配当金又は手数料等に係る支払又は支払の受領
- ◆ 仮想通貨に関する取引を委託し、又は受託した際の預け金又は預り金に係る支払又は支払の受領
- ◆ 財貨、サービス又は金融等に関する原取引があり、当該取引に関して支払又は支払の受領が仮想通貨で行われたもの 等

報告書の様式及び提出先

○報告書の様式

「支払又は支払の受領に関する報告書」(別紙様式第一～第四)

○提出先(書面で提出する場合)

- ①日本国内にある銀行等が行う為替取引によって支払又は支払の受領をした場合:当該銀行等の店舗
- ②上記①以外の方法により支払又は支払の受領をした場合:日本銀行国際局国際収支課

※本報告は電子報告も可能です。報告書の様式・作成要領、電子報告の方法については、日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)をご覧ください。

○お問い合わせ先

財務省国際局調査課外国為替室 03-3581-4111 (内線2861、2868)
日本銀行国際局国際収支課 03-3279-1111 (内線3713、3721)

- (注1)「居住者」とは、日本国内に住所又は居所を有する個人及び日本国内に主たる事務所を有する法人その他の団体をいいます。なお、外国法人の日本国内にある支店等も居住者となります。一方、「非居住者」とは、居住者以外の個人及び法人その他の団体をいいます。
- (注2)「支払又は支払の受領」には、日本国内にある銀行等が行う為替取引によって行われるもの(いわゆる海外送金)のほか、債権債務の相殺、海外にある預金口座を通じて行われるもの、仮想通貨により行われるもの等が該当します。
- (注3)外為法では、経済制裁措置を実施しています。経済制裁に係る支払又は支払の受領が仮想通貨で行われる場合も、同法上の許可が必要となりますので、ご注意ください。